

「近づけたいね、暮らしと政治」をスローガンに、1990年に地域の女性たちが中心となり設立した市民の政治団体です。

# iNET 江戸川・生活者ネットワーク

それゆけ!レポート Vol. 111 2017.8.1

発行:江戸川・生活者ネットワーク / ☎132-0033 江戸川区東小松川3-35-13-205 / 発行人:藤居 阿紀子 / 連絡先:☎03-5607-5975



共謀罪廃案・安倍政権の改憲阻止を求める!  
6・13市民集会(上) 5・16大集会(下)  
いざれも日比谷野外音楽堂。  
生活者ネットメンバーも参加。

そして、国民への盗聴の結果を共謀罪による处罚の証拠とするためには、今は9つの犯罪についてだけ認められている通信傍受法による盗聴を、共謀罪の277の犯

## 共謀罪の発動を 阻止するため



鈴木 篠 プロフィール

鈴木 真 プロフィール  
1946年生まれ  
1968年 東京大学 法学部卒業  
1974年 江戸川法律事務所開設  
事故から防ぎ命と健康を守る会弁  
HIV弁護団副団長として薬害工  
を担当するなど、市民のための事  
りを進める。

（1）犯罪と刑罰の具体的な内容が事前の立法によって規定されていなければならぬという刑法上の原則

（2）裁判で被告人と検察官が取引をし、求刑の軽減や罪状の取下げを行ふこと

「この2つを阻止する」とことで、この法律が実際に発動されることを大きく制限し食い止めることが可能になるのです。

ひとつは、通信傍受法の改正を阻止することです。現在通信傍受が認められている9つの犯罪以外についての盗聴は違法ですから、違法な盗聴で得た情報は証拠価値を否定され、「共謀」の事実の立証が困難になります。ふたつ目は、司法取引導入の阻止です。少なくとも「司法取引」を使っての利益誘導での虚偽自白の可能性は大幅に減ります。

【お問い合わせ】江戸川・生活者ネットワークまで

- 日時：2017年9月10日(日) 10:30～12:00
- 場所：タワーホール船堀 303会議室
- 講師：鈴木 篤弁護士
- 資料代：300円

なぜ「教育勅語」の暗唱が問題になるのか？  
なぜ、わざわざ「教育勅語の教材としての使用を否定しない」と政府が閣議決定までするのか？  
疑問に思うこと、みんなで学習してみませんか？

フォーメーション・  
ット・ミニフォーラム  
ゆけ! タイム

## 江戸川ネット・ミニフォーラム

「それゆけ！ タイム！」

【お問い合わせ】  
「教育勅語」を知っていますか？

・日時：2017年9月10日(日) 10:30～12:00

●場所:タワーホール船堀 303会議室

●講師：鈴木 篤弁護士

・資料代:300円

## なぜ「教育勅語」の暗唱が問題になるのか？

なぜ、わざわざ「教育勅語の教材としての使用」を規定した上に政府が開設法を立てるのであるのか?

否認しない」と政府が閣議決定までするのか? 連間に困うこと、みんなで学習してみませんか?

お申込み・お問合せ：江戸川・生活者ネットワークまで

お手伝いの向日ヶ・江戸川生活者ネットワークより